

平成30年度以降の国民健康保険事業の運営について

1 広島県国民健康保険運営方針

平成30年度からの国民健康保険事業（以下「国保事業」といいます。）の県単位化に向け、広島県（以下「県」といいます。）において、平成30年4月1日に施行される改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の2に基づき定めることとされている、都道府県及び当該都道府県内の国保事業の運営に関する方針である広島県国民健康保険運営方針が、平成29年12月に策定されました。

【策定の目的】

- (1) 県による国民健康保険（以下「国保」といいます。）の安定的な財政運営
- (2) 市町の国保事業の広域的及び効率的な運営の推進

【対象期間】

運営方針の対象期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とし、3年後に中間評価を行い、必要に応じて見直し

【施策目標】

施策内容	目 標	具体的な取組
保険料率の平準化	統一保険料率をベースに市町ごとの収納率を反映した準統一の保険料率の実現	・準統一の保険料率の算定、提示 ・激変緩和措置（6年間）の実施
医療費水準の適正化	保健医療計画、医療費適正化計画に基づく取組との連携や保険者努力支援制度の活用による全国水準を踏まえた医療費水準の達成	・医療費水準の見える化・医療費適正化対策 ・保健事業等の実施
保険料（税）徴収の適正化	大都市対策を中心とした収納率の向上	・口座振替の原則化
財政収支の改善	赤字（決算補填等目的（保険料（税）の負担緩和が中心）の法定外一般会計繰入）の削減	・赤字削減計画の策定、実施
保険事務の効率化	広島県国民健康保険団体連合会と連携した事務の統一化	・事務の標準化 ・事務マニュアルの作成

2 県と市町の役割

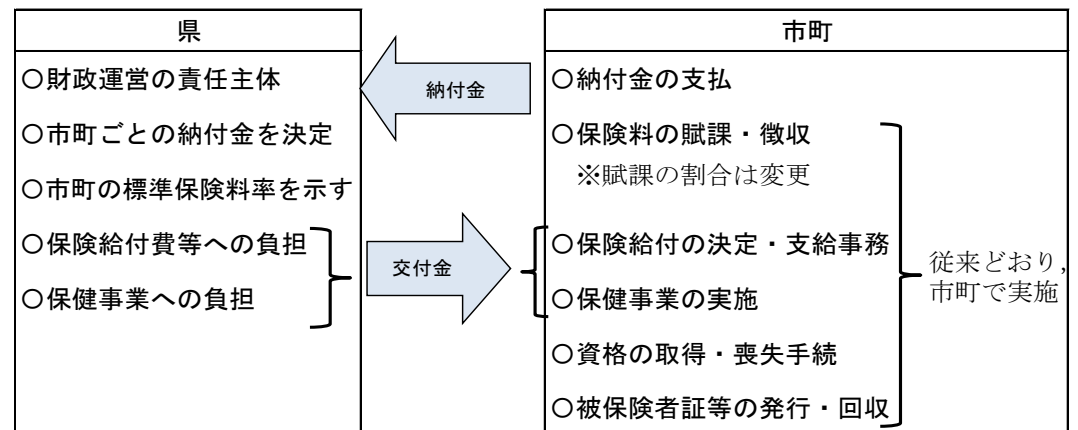
【県の役割】

国保の財政運営の責任主体となり、市町に対し国保事業費納付金（以下「納付金」といいます。）の額及び標準保険料率を示し、保険給付費等に要する費用を負担します。

【市町の役割】

県が決定した納付金を納めるため、標準保険料率を参考に、条例に基づき国保の保険料率を決定し、賦課・徴収を行うとともに、地域住民との身近な関係の中、資格管理、保険給付、保健事業の実施等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行います。

県単位化後の県と市町の役割のイメージ



3 納付金及び標準保険料率の考え方

納付金

県において、県全体の国保事業の運営に必要な額のうち保険料で賄うべき額を、加入者の所得・世帯・被保険者ごとの割合で算定し、市町ごとに納付金の額を決定します。

呉市の納付金は、県全体における呉市の所得水準、被保険者の人数及び世帯数の割合で算定された合算額となります。

標準保険料率

標準保険料率とは、市町が保険料率を検討する際の参考にできる値として県が示す標準的な保険料率です。

平成30年度から平成35年度までの間は、算定方式の統一を進めるなどの激変緩和の期間とし、その後、市町の収納率を反映した準統一の保険料率を経て県内統一保険料率を目指しています。

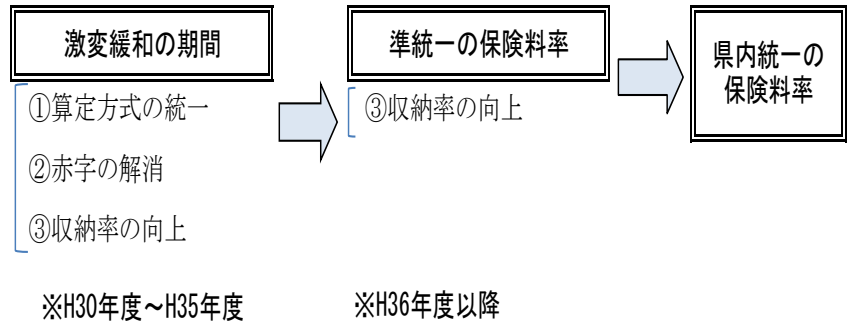
〈県内統一の保険料率に向けた市町の対応〉

- ①算定方式の統一(資産割の廃止など)
- ②赤字解消に向けた取組(法定外繰入れの解消など)
- ③都市部等での収納率向上対策

【市町負担の考え方】

納付金の算定に当たっては、市町間の公平負担を図るため、医療費水準は考慮せず、所得水準のみ反映させます。

県内統一の保険料率に向けたイメージ



4 呉市の対応

(1) 呉市の現状と課題について

【現状】

ア 県平均と比べ、一人当たりの医療費が高額であるため、保険料は高い水準にあります。

イ 一般被保険者一人当たりの平均所得金額が、県平均を下回っていることから、所得のある世帯(所得割)及び単身世帯(平等割)の保険料の負担割合を高くする一方で、子育て世帯や大家族の保険料負担軽減のため、均等割を低くしています。

【課題】

県単位化によって、県試算の平成30年度における一人当たり保険料は現行の保険料を下回る見込みですが、その中で均等割額の負担増加に伴う低所得世帯の保険料の急激な増加に対する負担調整が必要となります。

呉市国保の現状

①一人当たりの医療費の推移

区分	呉市国保	広島県	全国
27年度	46.1万円	40.6万円	34.8万円
28年度	45.1万円	39.8万円	34.8万円

②一人当たりの所得金額(一般被保険者)

区分	呉市国保	広島県平均
29年度	48.7万円	53.8万円

※納付金等算定標準システムによる算定結果

(参考) 一人当たり保険料の額

平成29年度(呉市)	平成30年度(準統一)	差額
114,893円	105,797円	9,096円の減

〈モデルケースによる保険料額試算の比較〉

※夫婦二人(40代), 子ども二人の世帯

給与収入	世帯所得	平成29年度 保険料(呉市)	平成30年度 保険料(準統一)	差額	備考
350万円	227万円	428,210円	391,290円	36,920円の減	2割軽減世帯
145万円	79.5万円	157,750円	157,620円	130円の減	5割軽減世帯
98万円	33万円	53,630円	62,110円	8,480円の増	7割軽減世帯

※広島県の試算を基に作成

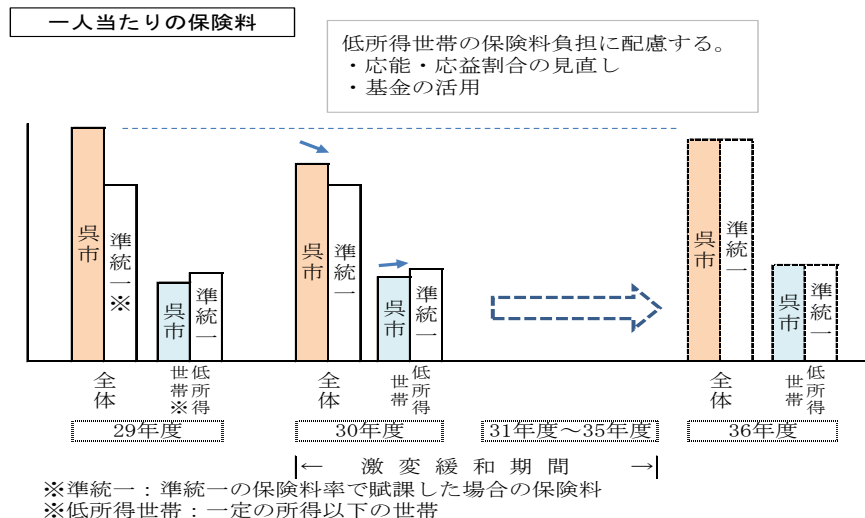
(2) 激変緩和の期間中の保険料について

(1)の現状と課題を踏まえ、保険料を次のように見直していきます。

ア 平成30年度以降は、市条例の改正によって、所得割、均等割及び平等割の保険料の負担割合を見直し、県の示す準統一の標準保険料率に近づけていきます。

イ 準統一の保険料率に向け、段階的な所得割及び平等割の引下げと、均等割の引上げにより、低所得世帯の保険料の負担調整を行っていきます。

ウ 被保険者の保険料負担が急激に増加しないよう、国民健康保険財政調整基金（以下「基金」といいます。）を有効に活用していきます。
また、県への納付金の額は、被保険者の所得状況や被保険者数の減少などにより保険料収納見込みを下回った場合においても、当初決定額どおり納付する必要があるため、こうした場合の補填財源としても基金を活用します。

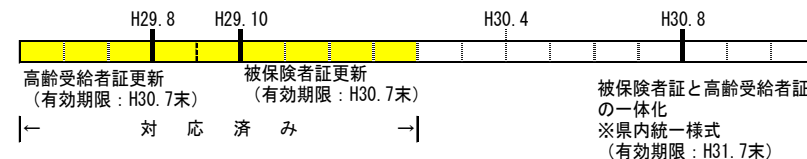


(3) 被保険者証の様式統一等について

ア 平成30年度の一斉更新時から被保険者証の様式を県内で統一します。

イ 平成30年8月更新時以降は、被保険者証と70歳以上の被保険者に交付する高齢受給者証を一体化させます。

保険証更新等のイメージ

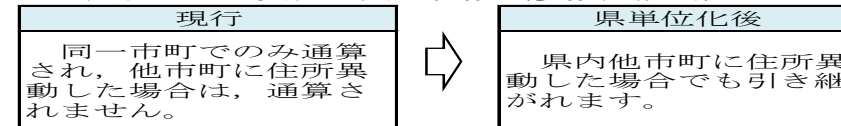


(4) 高額療養費の該当回数の引継ぎ

県内の他市町に住所を異動した場合でも、住所異動前と同じ世帯状態であれば、高額療養費の該当回数が引き継がれ、被保険者の経済的な負担が軽減されます。

高額療養費のイメージ

○直近12か月に3回高額療養費に該当した場合、4回目からの負担が更に軽減（多数回該当）



5 引き続き検討していく事項

保険者事務、医療費適正化、収納対策及び保健事業の4分野を中心に、市町事務の効率化・標準化の具体的な取組について、県、市町及び広島県国民健康保険団体連合会が連携し、引き続き協議を行っていきます。